公益社団法人　全日本不動産協会　組織概要

資料１

公益社団法人全日本不動産協会は、建設大臣より設立許可を受けた公益法人で、昭和 27 年６月 10 日「宅地建物取引業法」が初めて公布されたのを機に、同年 10 月１日設立された業界最古の歴史を誇る全国に 47 の都道府県本部を持つ不動産業者の全国組織です。

本協会は、不動産が産業の基盤であり、土地や宅地建物の供給及び流通が国民生活の根幹をなすとの認識のもと、消費者の安全と公正を確保し、その有効利用を促すなど、社会への貢献と業界の健全な発展に寄与するよう活動しています。

さらに、協会は、公益法人制度改革に伴い、内閣総理大臣から、公益認定基準に適合する団体であると認められ、「公益社団法人」として認定を受け、平成２５年４月１日からは、「公益社団法人全日本不動産協会」として活動しています。

主な業務

・国内外の不動産に関する調査研究及び情報の収集並びにそれらを通じた政策提言、情報の提供及び出版物の刊行
・宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとする者に対する研修、講習及び指導
・ 国民に対する不動産取引に関する知識の普及、啓発、指導及び助言
・不動産に関する会議、講演会等の開催
・災害の被災者その他の社会的弱者の支援又は地域社会の健全な発展に資する啓発活動、支援活動その他の社会貢献活動
・会員の利便又は相互親睦を図ることを目的とする事業
・その他本会の目的を達成するために必要な事業

協会シンボルマーク

的確に情報をキャッチする耳、未来を見る眼、躍進するジャンプ力ある足をもった「うさぎ」が協会のシンボルマークです。 オレンジ色は明るい未来を、緑色は豊かな大地と自然を表現しています。

資料2

東京都北区居住支援協議会　会員（案）

役職	会員
会長	東京都北区まちづくり部長
副会長	東京都北区健康福祉部長
会員	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会　北区支部
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部　城北支部
	北区民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人　北区社会福祉協議会
	特定非営利活動法人　ピアネット北
	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会
	特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ
	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
	東京都北区健康福祉部
	東京都北区まちづくり部
	東京都北区教育委員会こども未来部

東京都北区居住支援協議会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、東京都北区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）に基づく低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一　住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。

二　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。

三　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。

四　前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第２章　組織

（会員）

第４条　協議会の会員は、別表のとおりとする。

２　会員の任期は、会員となった日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（事務局）

第５条　協議会の事務局は、東京都北区まちづくり部住宅課に置く。

第３章　役員

（役員）

第６条　協議会に次の役員を置く。

一　会長　１名

二　副会長　１名

２　会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。

３　副会長は、東京都北区健康福祉部長をもって充てる。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

一　会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

二　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第４章　総会

（総会）

第８条　総会は、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の３分の１以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催する。

２　総会は、次の事項を承認議決する。

一　会則の制定及び改廃に関すること。

二　会員の変更に関すること。

三　前２号に掲げるもののほか、協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

３　会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

（定足数等）

第９条　総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

２　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。

３　前項の規定による書面による表決又はその権限の行使を他の会員に委任したものは、総会に出席したものとみなす。

第５章　その他

（秘密の厳守）

第１０条　会員は、第３条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（雑則）

第１１条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この会則は、平成３１年３月２５日から施行する。

２　協議会の設立の日に会員となったものに係る第４条第２項の規定の適用については、「会員となった日から当該日が属する年度の末日まで」とあるのは、「協議会の設立の日から当該日が属する年度の翌年度の末日まで」と読み替えるものとする。

別表（第４条関係）

会　員
公益社団法人　東京都宅地建物取引業協会　北区支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人　北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人　ピアネット北 特定非営利活動法人　北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人　学生支援ハウスようこそ 公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区健康福祉部 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部

◆令和元年度　東京都北区居住支援協議会　活動報告◆

資料３

第１回協議会開催（７月２９日）

【情報共有】
　各会員における居住支援に関する取組み
　北区における居住支援に関する既存事業
【意見交換】
　北区における居住支援策について
　各会員の状況や課題感について

居住支援セミナー開催　in北とぴあ（１０月２９日）

対象：不動産関係・福祉関係・自治体職員

【第一部】セミナー
　①住まいの安心・安全にむけて～高齢者等支援事業の展開～
　②高齢者化社会が賃貸市場に与える影響とその対応策
【第二部】居住支援に関する相談会
（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター
　ホームネット（株）
（公財）宅地建物取引業協会 北区支部
（公財）全日本不動産協会　　城北支部

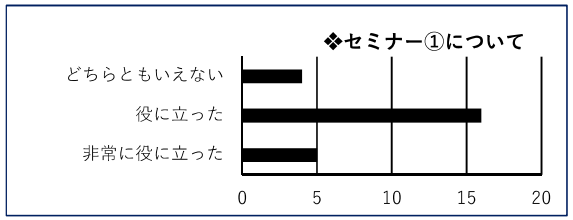

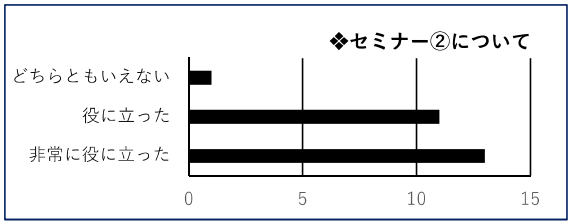

◆令和元年度　東京都北区居住支援協議会　活動報告◆

居住支援ニュースの発行（令和元年９月～）

【No.1】　協議会設立・居住支援について

【No.2】　第１回協議会・セミナーについて

配付先：協議会会員・東京都・他区・介護事業所
　　あんしんセンター・宅建協会　等

賃貸住宅入居サポートの案内（令和元年8月～）

高齢者あんしんセンター等へチラシを配布し
住まいに関する相談が寄せられた時に案内を行う。
問い合わせ：20件強
成約　　：2件

＜協力＞ホームネット株式会社（東京都居住支援法人）

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居（後）までの課題

資料4

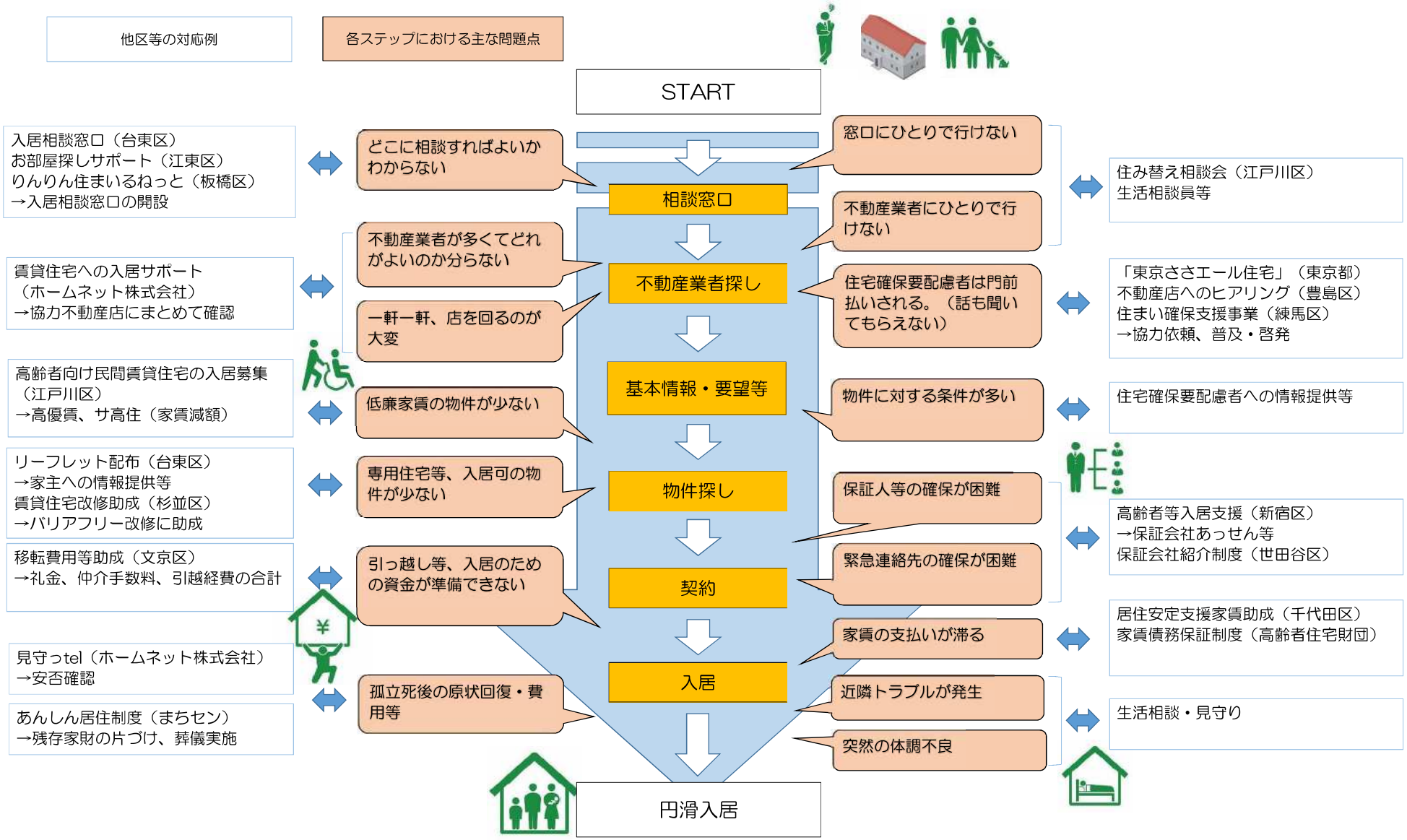

◆今後の取組みについて（案）

資料5

■居住支援ガイドブック

準備～作成まで通年で実施予定。住宅セーフティネット制度、住宅確保要配慮者や具体的な契約・入居について、区役所や関連団体との連携等をまとめ、不動産事業者や賃貸住宅所有者の方々の理解を深め、不安を軽減するツールとして活用していただけるようなものを想定。

■居住支援に係る包括連携協定

地域における居住支援に関するノウハウ、ネットワーク等を活用し、相互に連携することにより、居住支援に関する課題の解決を図ることを目的とする。現在想定しているのは、北区、宅建協会北区支部、全日東京都本部城北支部、ホームネット(株)の４者。

令和2年度

上半期　　下半期

■区営住宅等の連帯保証人不要

国交省の「公営住宅標準管理条例」から保証人に関する規定が削除され、東京都も令和元年11月募集から都営住宅の連帯保証人制度を廃止している。
北区も区営住宅、高齢者住宅及び一人ぐらし高齢者アパートにおいて、令和2年度より連帯保証人に係る規定を削除する。

■問い合わせカード

協定に基づき、賃貸住宅の入居に関する問い合わせをつないでいくための紹介カード。

■居住支援ニュース

令和元年同様発行。掲載内容等によりスケジュールは変動。

■居住支援セミナー

10月～12月頃の開催を予定

■大家さんアンケート

準備～配布回収～分析まで通年で実施予定
住宅確保要配慮者・居住支援に関して区内賃貸住宅所有者へアンケートを実施。

東京都北区居住支援協議会　2020.3

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会　北区支部

団体概要

不動産の重要性、専門家としての社会的使命を強く自覚し、
その実践を通して国民の信託にこたえるという綱領を掲げ、
東京23区及び多摩地区に全都的に、15，000会員を擁する団体です。

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
高齢者住宅斡旋事業	左記住宅斡旋につき、一般会員に情報周知。
	その他住宅確保要配慮者については、区役所からの依頼に応じて、会員への情報周知を実施。

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
住宅確保要配慮者の住宅斡旋について	障害者について、貸主への積極的な斡旋を試みているが、設備、造作等の改修が伴う場合、入室後の用法、障害の程度等課題が多く説得が困難なケースが多い。

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

低賃料を希望する高齢者、低所得者については、
木造の旧来のアパート（共同住宅）の空室確保が困難となっている。（建替などで）

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

生活保護の対象者については、近い将来、住居補助費の増額がなければ斡旋対応が出来なくなる恐れがあるのでは？

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	民生委員児童委員協議会

団体概要

北区の民生委員児童委員の協議会

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
行政とのパイプ役	北区民生委員児童委員協議会として住居支援はしておりません。
	住居に関する相談があった場合に低廉な家賃の区営・都営住居の
	申入、転居、建設費用の補助など行政(住宅課等)の窓口に案内します。

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
行政とのパイプ役	高齢者・障害者に対して住居支援に対するご案内をしても、支援に結びつかない場合が多々あると思います。

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

UR賃貸物件に申し込みをする際、緊急連絡先が必要となり、親族との縁が切れている場合に民生委員に緊急連絡先の依頼の相談があります。

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

連帯保証人を担う保証会社のような緊急連絡先を請け負う住宅支援団体とURで協議を行っていただき、親族に緊急連絡先をお願いすることが困難な方の受け皿を整えてほしい。

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	社会福祉法人 北区社会福祉協議会

団体概要

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした社会福祉法人。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されており、社会福祉法第109条に規定されている。
地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっている。

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
住居確保給付金（区委託）	離職により住居を失うおそれのある65歳未満の方で、常用就職をめざして求職活動する方に、原則として3ヶ月間、家賃（基準額あり）の助成を行う
TOKYOチャレンジネット「一時住宅」「一時生活支援」を活用した居住支援	「一時住宅」：住宅を失ったが仕事をしている方「一時生活支援」：住宅を失い、自立相談支援機関の支援を受けている方　を対象に、3ヶ月間、1日500円で居住場所を提供する。
TOKYOチャレンジネット「介護支援コース」を活用した居住支援	介護職に就くために資格取得をする間、「一時住宅」の利用と生活費の貸付を受けられる。支援終了後、一定期間介護職に就くと、貸付金の償還が免除される。
TOKYOチャレンジネット「住宅情報提供システム」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットの民間の賃貸物件について情報提供を活用し、転宅先を探す支援をする。
生活福祉資金福祉費（転宅資金）の貸付	取り壊しによる立ち退き、生活を維持するために家賃がより低額な物件への転居、公営住宅への転居の場合の転宅費の貸付。（未払いのものに限る）
職員による相談支援	相談支援員が王子駅近辺の不動産店に同行し、転居先物件を探す。

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
住居確保給付金（区委託）	65歳以上の高齢者、離職後長期で就労できていない障害者や傷病者などは対象とならない。
TOKYOチャレンジネット「一時住宅」「一時生活支援」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットが借りている物件に北区のものがないため、特に「一時生活支援」を利用しながらの支援が困難。世帯むけの物件はほとんどない。3ヵ月後の転居先を見つけることが困難なケースも少なくない。TOKYOチャレンジネット事務所（新宿）での手続きが必要。
TOKYOチャレンジネット「介護支援コース」を活用した居住支援	世帯むけの物件はほとんどない。一時住宅利用後の転居先を見つけることが困難なケースも少なくない。TOKYOチャレンジネット事務所（新宿）での手続きが必要。
TOKYOチャレンジネット「住宅情報提供システム」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットの事務所は新宿にあるため、内見などの対応はすぐにできない。
生活福祉資金福祉費（転宅資金）の貸付	審査が厳しく、公営住宅への転居以外は審査が通らないことが多い。
職員による相談支援	相談できる不動産店を把握できていない。相談支援員5名では同行支援に限界がある。

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

・住宅確保の初期費用が用意できないケースが多い。
・障がいなどにより、自分では物件を探すことができない人も多い。
・保証人については保証会社を利用することが多くなってきているが、保証会社に届け出る「緊急連絡人」を確保できない人が少なくない。相談支援機関の連絡先を届け出ようとして、「個人でなくては登録できない」といわれ、断られたことがある。

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

・「緊急連絡先」として、相談支援機関等の機関や団体の連絡先を登録できるようにならないか。
・初期費用が30,000～50,000円以下の物件の情報を提供してほしい。
・当センターの家計改善支援を受けながら、3～6ヶ月低額で貸してくれる、シェアハウスのような間借りでもよいので、居住支援施策がほしい。

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	特定非営利活動法人　ピアネット北

団体概要

NPO法人ピアネット北の始まりは、1998年北区において障害者計画が策定される際に誕生した「みんなでつくろう北区障害者計画実行委員会」です。実行委員会における障害の枠を超えての活動は、お互いが抱えている課題やライフスタイル等、それぞれの「違い」を共有し合うものでした。法人格取得後は地域の方々の声をもとに、新たな地域の資源をつくり出すことに力を注いできました。自分に合ったものがないといって諦めるのではなく、「ない物は自分たちの手で！」を合言葉に地域活動を展開しています。活動を通して一人でも多くの方とお会いできることを楽しみにしています。

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
重度身体障害者グループホーム「やじろべえ」	身体障害者4名の生活支援

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
重度身体障害者グループホーム「やじろべえ」	入居者の身体状態が重度化しているため、今後住宅改修の必要性があること、親の高齢化、介助者の人手不足

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

・賃貸住宅の住宅改修(バリアフリー)に対するオーナーの理解
・都営住宅への入居
・建て替えを考えているオーナーとグループホーム運営団体とのマッチング

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

・行政が間に入り、空屋住宅等の有効活用をすることで、グループホーム等の建築が進むのではないか
・障害者や生活保護受給者への理解を深めるため啓発活動をし、契約の不安材料を取り除く

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会　飛鳥会

団体概要

精神に障害を持つ人とその家族、および会の趣旨に賛同する関係者や市民で構成されている地域家族会です。 遅れていた精神保健福祉の拡充に努め、共同作業所やグループホームの設立、飛鳥会事務所における障害者自立生活プログラムを実践し、地域における精神障害者理解を進めてきました。
　現在はNPO法人として3ヶ所の就労継続支援B型事業所、グループホーム、北区の委託により、「北区障害者地域活動支援室支援センターきらきら」を運営しており、地域生活支援の一層の充実を図っています。

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
共同生活援助（介護包括サービス・通過型）	一人暮らしをするには段階的に時期尚早な障害当事者を、概ね3年の利用期間内で地域単身生活を営むための支援をしている
上記終了後のアフターフォロー	①アパート探し(無償)
上記終了後のアフターフォロー	②週1回の訪問で生活状況の確認。最長で半年間(無償)
地域移行	一年以上入院している社会的入院者を本人の望む地域で再び生活していけるように退院支援等を行う

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
共同生活援助（介護包括サービス・通過型）	グループホームとして使える物件がなかなか見つからなかった。見つかってからもバリアフリー条例や消防法などクリアしなければならない事が多岐にわたる GH卒業後のフォローが継続していくシステムが足りない。卒業先としての住居をGHスタッフが全て請け負って探している。
上記終了後のアフターフォロー	①物件探しの際、生活保護の人の支援が多いがその時点でNGがほとんどで、その上障害があると更に難しくなる
上記終了後のアフターフォロー	②職員のマンパワー不足で契約終了せざるを得ない
地域移行	退院訓練先としてGHの利用も考えるが、ショートステイ用の部屋の維持が厳しく、入居者が居ない時か希望とは別の地域の施設を利用しないと退院訓練の試泊が出来ない

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。
・保証人…実際には保証人会社を使うことが多くなってきている ・緊急連絡先…なかなか見つからない人が居る。生保の場合CWが受けてくれる時も有るが担当者によってまちまち ・精神障害者が断られることがある。←これを単に『偏見』『無理解』で済ませるのではなく、実際にどういうことが起きて何で困ったのか？どういう対応が有ればよかったのか？それが精神障害に対して地域が抱えている問題であり、必要なアウトリーチ作りのヒントにもなるし、障害特性の理解に繋げる為の機会にもして行きたい。精神障害者の退院促進～地域の受け皿を増やして行くことにもつながる。障害と住宅の連携のしどころ。これは精神障害以外でも単身高齢者、生活困窮者等の社会弱者にはそれぞれが抱えている問題があると思うのでこれを機会に、課題が整理できるとよい ・生活保護だが鉄筋コンクリートの建物に住みたい（当事者の声） ・支援者側が孤立しがち。得る情報なども個人レベルで差が出てきてしまう。協議会等でワンステップ的な相談窓口機能を持つことで、障害当事者へ提供できる情報が幅広くなると良いなと思う
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。
・緊急連絡先を居住支援協議会で受けられると良い ・居住支援を通して高齢･障害･ワーキングプアな若者等の支援を縦割りでは無く横断的に各課と連携できると良い。その中で、今は無いが必要な制度を前億に先駆けて北区が実践できると良い ・団体として出来る事は障害当事者の希望を受けて、出来るだけ本人が納得して入居できる物件を今までと同じように探す。

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	NPO法人学生支援ハウスようこそ

団体概要

児童養護施設や里親等の社会的養護を経て大学・短大・専門学校等に進学する学生の生活を支援し、卒業までを見守り、将来の自立を手伝うために、支援付きシェアハウス（女子・定員５名）を運営している。

【問１】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
支援付きシェアハウスの運営	親族から支援を受けることができない社会的養護出身の学生に、低廉な費用で住居・食事・その他必要な支援を提供する

【問２】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
支援付きシェアハウスの運営	公的な補助を受けていない民間活動であるため、会費・寄付金に依存しており、不安定である。とくに、住居の補修など、必要な経費に公的な補助が欲しい。

【問３】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

社会的養護出身の若者、とりわけ学業とアルバイトの両立という重い課題を抱える学生にとって、居住支援は不可欠の課題と考える。健康な若者に支援は不要という伝統的な考えを改めなければいけないと思う。また、シェアハウスから自立し新しい住居を決める際に、保証人を確保することが困難である。
なお、社会的養護を経て進学した学生以外にも、両親の死去に伴い退去を迫られた学生や、親との関係不和によって一時避難を求める学生等から、入居の問い合わせが寄せられている。

【問４】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

居住地と進学先という関係を考えると、私たちのような居住支援を行う団体が、各地にもっとたくさん必要なのではないかと思う。「学生支援」という固有の領域があることを見える化し、行政等に支援の必要性を訴えて行きたい。

東京都北区居住支援協議会　2020.2

（参考資料）

令和元年度居住支援の取組みに関する調査票

団体名	公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター

団体概要

東京都の事業協力団体として、まち、住まい、建物の安全・安心を推進する防災・まちづくりを通して、都民にとって快適で災害に強い地域社会の形成を目指す。

【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください

支援名等	支援の概要
あんしん居住制度	「見守りサービス」「葬儀の実施」「残存家財の片付け」の3事業により、高齢者、その家族、大家の不安を解消することを目指す制度。
東京シニア円滑入居賃貸住宅の名簿閲覧	登録してある高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の名簿を閲覧（東京都制度）。 令和2年3月末で終了。下欄の住宅セーフティネット登録住宅への移行を推進。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、身障者、子育て世帯等）の入居を阻まない住宅の登録、閲覧（国制度）。

【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。

支援名等	課題
住宅セーフティネット制度	平成29年度開始の事業のため、登録が少なく閲覧者の希望に添えられていない。令和元年度は東京シニアからの移行や東京都からの大所への要請等で周知・開拓に努め、東京都登録戸数は1月末で1,599戸（八王子分含む）となった。

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。

北区は高齢者等の住まいの相談が多いが、東京シニア・住宅セーフティネットとも北区の登録が少なく需給がアンバランスである。そのため他区の物件も併せて紹介している。
※委員の皆様へも住宅セーフティネットへの登録増加のご協力をぜひお願いします。

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。